

第56回 岡山支部評議会資料

1. 平成30年度保険料率について
2. 平成29年度岡山支部上期事業実施状況について
3. 保険者機能強化アクションプラン等について
 - (1) 保険者機能強化アクションプラン(第3期)の効果検証
 - (2) 保険者機能強化アクションプラン(第4期)の概要
 - (3) 平成30年度協会けんぽ本部事業計画の概要
 - (4) 平成30年度岡山支部特別計上にかかる経費について

平成29年12月15日(金)



全国健康保険協会 岡山支部
協会けんぽ

議題1 平成30年度保険料率について

1. 第88回運営委員会(平成29年11月28日)に、提出された岡山支部評議員の意見

30年度の平均保険料率について

○中長期的に安定した運営をするべきという意見

被保険者代表	準備金が無くなった場合が懸念されるので、準備金が減っていくことが今後予想されるのであれば、平均保険料率10%維持の方がよい。
--------	--

○協会や加入者等による取組みの成果を還元すべきという意見

学識経験者	医療費適正化等に取り組んだ単年度の結果を保険料率に反映させるべきではないか。そうでないと、医療費適正化に取り組むモチベーションが発生しない。大幅に引き下げるとは言わないまでも、平成30年度に関しては平均保険料率9.9%くらいであれば将来的な数値を鑑みたとしても、引き下げが可能ではないかと考える。
-------	--

○加入者や事業主の負担を少しでも減らしてほしいという意見

被保険者代表	平均保険料率を下げたとしても、実際の給与に反映されるのは微々たるものであると感じるが、わずかも下がれば気分的には違う。わずかな部分であっても、引き下げられるような財政状況、収支見通しであれば、下げるべきだと思う。
--------	--

○引き下げに関する意見

学識経験者	保険料率は下げられる時には下げて、その時々を経済状況や医療費の増減等いろんな事情を反映した方がよい。ただし、保険料率を引き下げること、国庫補助率が下がる可能性が高くなるのであれば、また別の議論になる。
-------	--

○その他

被保険者代表	保険料率は議論すべきだが、一方で議論しても意味がないと感じている。働き方改革といった国の指針により、今後賃金上昇率も減るのではないかと考えている。また、日本の人口構造上、就労人口も減っていくことから、被保険者自体も増えない。そういった国の施策や、国全体の企業の実態を鑑みて、国単位の医療制度等の話をするべきだと思う。従って、都道府県単位で保険料率が異なること自体に釈然としない。
--------	---

2. 平成30年度保険料率に対する各支部の意見の概要について①

※第88回本部運営委員会(平成29年11月28日)に提出された意見から作成

1. 30年度の平均保険料率について

①	平均保険料率10%を維持するべきという支部	14支部
②	①と③ 両方の意見のある支部	19支部
③	引き下げるべきという支部	14支部

岡山支部の意見

2. 30年度の激変緩和措置について

①	激変緩和措置を早期に解消するべきという支部	0支部
	①と② 両方の意見のある支部	1支部
②	激変緩和措置を計画的に解消するべきという支部	35支部
	②と③ 両方の意見のある支部	0支部
③	激変緩和措置の解消を可能な限り緩やかにするべきという支部	8支部
④	意見なし、その他	1支部

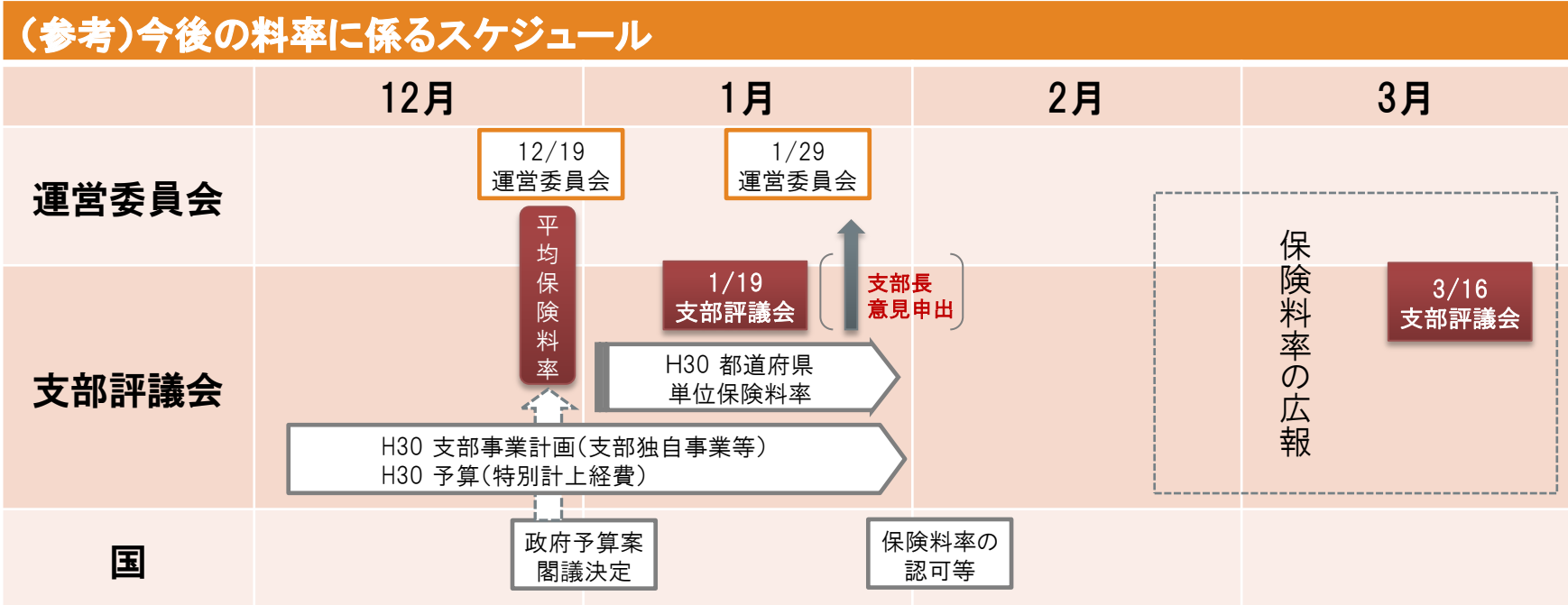
岡山支部の意見

2.平成30年度保険料率に対する各支部の意見の概要について②

3. 保険料率の変更時期について	
4月納付分からの改定が望ましい	45支部
その他の意見もある支部(再掲)	4支部
意見なし	2支部

岡山支部の意見

※ 第87回運営委員会(10/23)開催後に実施された47都道府県支部の評議会(10/24～11/6に開催)における議論の中で出された主な意見として各支部から提出されたものを整理しています。



(参考) 第88回運営委員会(平成29年11月28日)における各委員の意見

- ①一度保険料率を引下げ、数年後に保険料率を引き上げた場合、加入者・事業主が感じる負担感は、非常に大きいと思う。このため、平均保険料率10%は維持すべきと考える。
また、赤字の健康保険組合が500以上あり、保険料率10%以上の健康保険組合も増加する一方で、協会けんぽが保険料率を引下げた場合、健康保険組合とのバランスを欠くこととなるのではないか。
- ②法定準備金の内容は変えるべきであり、準備金の金額が保険給付費1カ月分を超えた場合、「安定準備金」として将来の赤字に備え内部留保するといったものに変えた方がよい。法定準備金が貯まりすぎると、国から国庫補助を減らせという声が出てくる。このため、一度保険料率を引下げるべき。
- ③安定運営は大切である。ただ、一度保険料率を引下げても数年維持できるような場合であれば、引下げられるときには引下げを行うのも一つではないか。昨年以上に丁寧に考え、決断する必要がある。

議題2 平成29年度岡山支部上期の事業実施状況について

1. 平成29年度事業計画の概要

	分 類	項 目
1	保険運営の企画	保険者機能の発揮による総合的な取組の推進
2		30年度に向けた意見発信
3		地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策
4		「健活企業」宣言等に取り組む事業所数の拡大
5		ジェネリック医薬品の更なる使用促進
6		地域医療への関与
7		調査研究の推進等
8		広報・意見発信の推進
9		健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大
10	健康保険給付等	サービス向上のための取組み
11		限度額適用認定証の利用促進
12		被扶養者資格の再確認
13		柔道整復施術療養費の審査の強化
14		傷病手当金及び出産手当金の不正請求の防止
15		効果的なレセプト点検の推進
16		適正な債権管理及び積極的な債権回収業務の推進
17		資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化
18	保健事業	データに基づいた保健事業の推進
19		特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進
20		特定保健指導の推進
21		事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組(コラボヘルス)
22		重症化予防対策の実施
23	組織運営及び業務改革	組織や人事制度の適切な運営と改革
24		コンプライアンス、個人情報保護等の徹底
25		人材育成の推進
26		業務改革・改善の推進
27		経費の節減等の推進

2. 事業実施状況のポイント

(1) 企画総務グループ関係

主な取組内容・目標	実施状況(ポイント)
2. 30年度に向けた意見発信	
○30年度に実施される第7次医療計画、第7期介護保険事業(支援)計画、第3期医療費適正化計画、診療報酬・介護報酬の同時改定、国民健康保険制度改革(都道府県による財政運営等)について、加入者・事業主を代表する立場で関与し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや関係審議会等において意見発信を行う。	5月11日 第1回岡山県国民健康保険運営協議会に支部長が出席し発言。 5月26日 健康おかやま21推進会議に企画総務部長が出席し発言。 6月26日 岡山県医療費適正化推進協議会に企画総務部長が出席し発言。 7月4日 第2回岡山県保健医療計画策定協議会に支部長が出席。第8次岡山県保健医療計画骨子案(たたき台)に対して県医療推進課に意見提出へ。 7月13日 保険医療関係機関連絡会議においてジェネリック医薬品使用促進、保険証の適正使用、多受診者対策について協議提案。
3. 地域の実情に応じた医療費適正化の総合的対策	
○良質かつ効率的な医療の享受に向けた地域医療への保険者としての関与	5月25日 真庭圏域地域医療構想調整会議に出席(保険者協議会における支部と国保連との健診結果分析結果を情報提供。また、糖尿病性腎症の重症化予防対策について国保加入者を巻き込んだ事業となるよう意見発信。) 6月26日 第1回岡山県医療費適正化推進協議会に企画総務部長が出席。 6月28日 第1回総社市医療費適正化推進委員会に企画総務部長が出席。 7月26日 第2回総社市医療費適正化推進委員会に企画総務部長が出席。 8月10日 第1回県南東部保健医療圏保健医療対策協議会及び県南東部地域医療構想調整会議に企画総務部長が出席。 9月20日 第3回総社市医療費適正化推進委員会に企画総務部長が出席。

主な取組内容・目標	実施状況(ポイント)
-----------	------------

4. 「健活企業」宣言等に取り組む事業所数の拡大

○日本健康会議を踏まえた健康宣言等に取り組む事業所数の拡大

○事業所訪問等を通じた健康経営の普及及び事業主の健康づくり意識の醸成

○「健活企業」宣言事業所1,000社に向けて取組を継続。
・健康保険委員委嘱事業所に文書勧奨及び電話勧奨

○6月13日 岡山県商工会議所連合会主催の「晴れの国健康経営セミナー」にて講演

○7月5日 対話集会にて「健活企業」応援プロジェクトについて意見交換

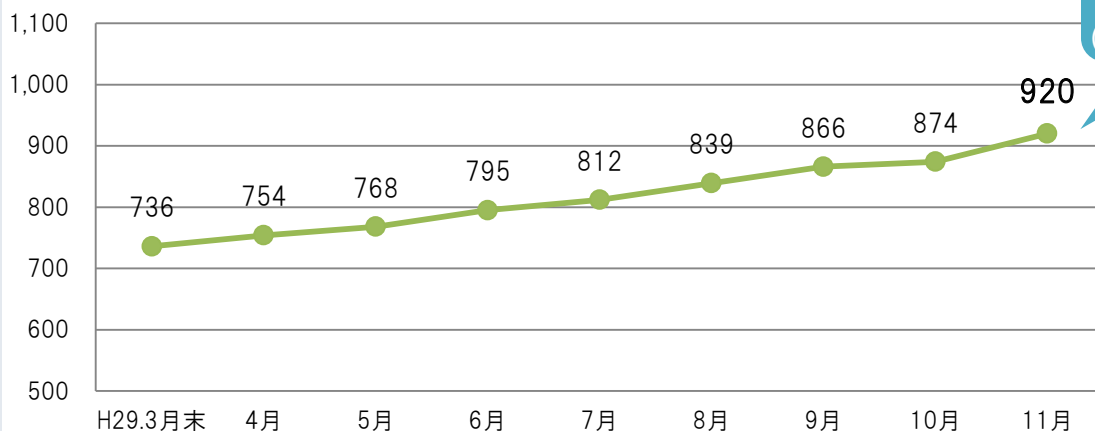
○8月1日 岡山市主催の「桃太郎のまち健康応援団連絡会議」にて説明

○8月29日 岡山商工会議所青年部例会にて説明

○4～9月 「健活企業」未宣言事業所に対し、事業所訪問を実施

このように、県全体で健康経営に取り組む機運の醸成を図る。

【「健活企業」宣言事業所の推移】

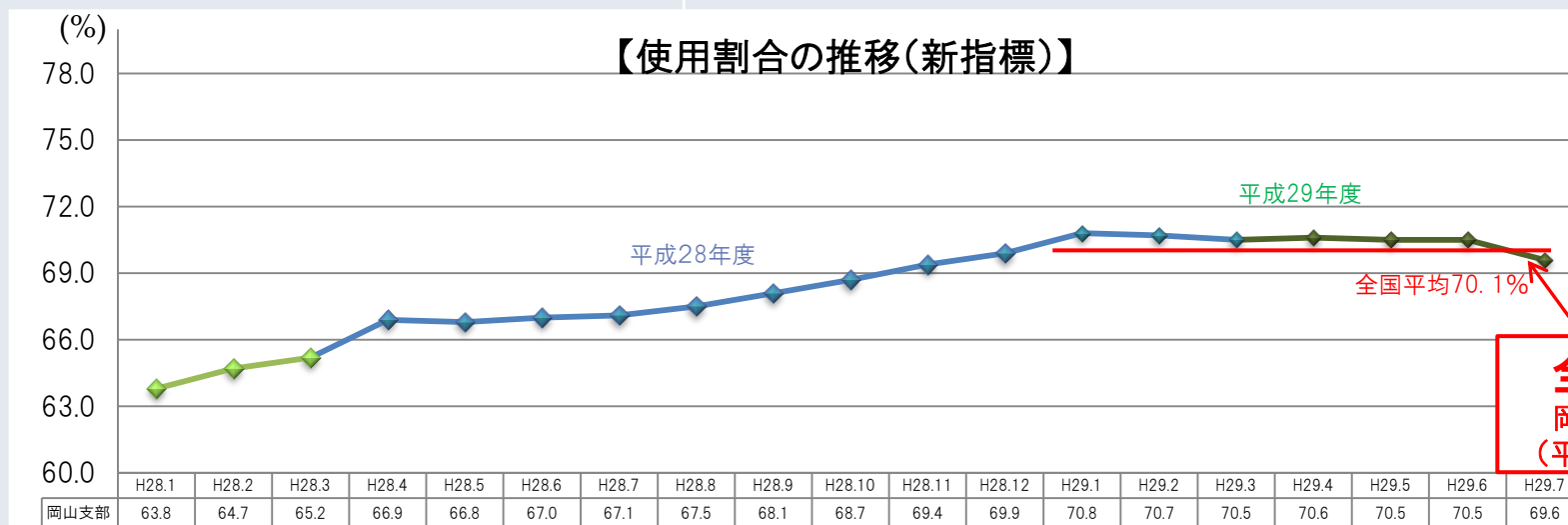


宣言事業所
920件
(29年11月末時点)

主な取組内容・目標	実施状況(ポイント)
-----------	------------

5. ジェネリック医薬品の更なる使用促進

○ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額等のお知らせの実施	○平成29年度は、平成29年8月及び平成30年2月の年2回実施予定。 8月24日に本部から自己負担軽減額等のお知らせを送付。 (岡山支部対象件数65,315件)。前年1回目比1.19倍の件数。
○他機関への情報提供や軽減効果額等に係る効果的な広報の実施	○4月27日 本部から提供があったジェネリック医薬品のデータ分析 (薬局・医療機関個別データ)資料を、医療機関958・薬局621の合計1,579 機関宛にアンケートも同封して送付。 ○8月20日 第2回岡山県薬学講習会(岡山県薬剤師会会員300名程度出席) にて、前述のアンケート結果をフィードバックするとともに、インセンティブ制度に 「ジェネリックの使用割合」が評価指標の一つとなっている旨を説明し、協力を 求めた。 ○4月～9月 岡山県内グループ薬局の本社を5機関訪問し、ジェネリック医薬品の 普及促進を依頼。



全国31位
岡山支部69.6%
(平成29年7月分)

9. 健康保険委員の活動強化と委嘱数拡大

○新規適用事業所への委嘱勧奨の継続的な実施
(28年度末3,187人)

健康保険委員の目標増加数(人)

	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
目標	25	25	25	25

支部	被保険者 カバー率(※)
岡山	50.29%
広島	49.21%
山口	43.40%
鳥取	58.84%
島根	52.54%
全国平均	32.47%

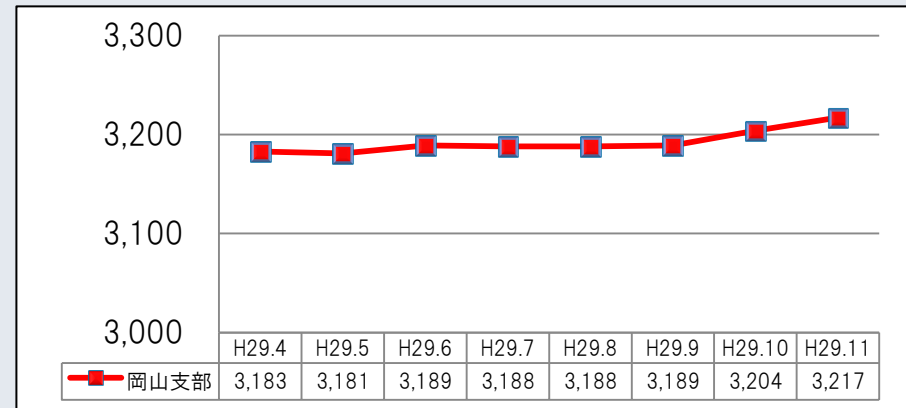
※ 支部加入被保険者に対する健康保険
委員が委嘱されている事業所の被保険
者割合(29年3月末時点)

○健康保険委嘱数は3,217名となっています。(11月30日現在)

○5月に健康保険委員勧奨用及び委嘱用リーフレットの刷新

○8月25日に被保険者50名以上で、「健活企業」を宣言するも、
健康保険委員未委嘱事業所等に文書勧奨を実施。(284社)

平成29年度健康保険委員委嘱者数及び割合の推移



○今後は、協会けんぽのインセンティブ制度の周知において、従業員への広報の中心になっていただけるよう働きかけを予定。

(2) 業務グループ関係

主な取組内容・目標		実施状況(ポイント)																													
10. サービス向上のための取組み																															
○お客様の声を踏まえたサービス改善及び満足度の向上 「調査方法」 ・窓口アンケート調査 ・訪問調査(調査委託業者) ・架電調査(調査委託業者)	○平成28年度お客様満足度調査結果では、窓口の対応は前年調査と比較して満足度が上がっているが、電話対応は前年より低い結果だった。 ・全職員を対象に研修会を実施 ・窓口及び電話対応用の業務マニュアルを作成し更なる知識向上に努めた ・電話対応チェックシートによる自己チェックの実施 ・対応時の標語を事務室内に掲示 ○サテライト窓口を委託している社会保険労務士に対する研修会を実施 <table><tr><th colspan="2">参考:平成28年度満足度</th></tr><tr><td>窓口アンケート調査</td><td>: 99.2% (前年 94.2%) 全支部平均 97.4%</td></tr><tr><td>架電調査</td><td>: 56.7% (前年 60.3%) 全支部平均 59.9%</td></tr></table>	参考:平成28年度満足度		窓口アンケート調査	: 99.2% (前年 94.2%) 全支部平均 97.4%	架電調査	: 56.7% (前年 60.3%) 全支部平均 59.9%																								
		参考:平成28年度満足度																													
窓口アンケート調査	: 99.2% (前年 94.2%) 全支部平均 97.4%																														
架電調査	: 56.7% (前年 60.3%) 全支部平均 59.9%																														
○健康保険給付に係るサービススタンダードの適正な管理及び実施 「サービススタンダード」 健康保険給付申請書の受付から振込までの期間としての所要日数の目標(サービススタンダード)を定め、これを10営業日に設定しています。	○傷病手当金、出産手当金、出産(家族)育児一時金、埋葬(家族)料(費)について、100%達成しており、岡山支部目標の7日以内の支払いを継続して達成している。 <table><tr><th colspan="7">支払いまでの所要日数(日)</th></tr><tr><th></th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th></tr><tr><td>岡山</td><td>6.93</td><td>6.92</td><td>6.95</td><td>6.89</td><td>6.72</td><td>6.94</td></tr><tr><td>全国平均</td><td>8.03</td><td>7.96</td><td>8.04</td><td>8.01</td><td>8.00</td><td>8.08</td></tr></table>	支払いまでの所要日数(日)								4月	5月	6月	7月	8月	9月	岡山	6.93	6.92	6.95	6.89	6.72	6.94	全国平均	8.03	7.96	8.04	8.01	8.00	8.08		
支払いまでの所要日数(日)																															
	4月	5月	6月	7月	8月	9月																									
岡山	6.93	6.92	6.95	6.89	6.72	6.94																									
全国平均	8.03	7.96	8.04	8.01	8.00	8.08																									

11. 限度額適用認定証の利用促進

- 限度額適用認定制度の加入者への周知及び医療機関窓口への限度額適用認定申請書セットの設置

「限度額適用認定制度」
・入院等で医療費が高額となる場合、医療機関に支払う窓口負担を軽減するため、70歳未満の方は「限度額認定証」と「保険証」とあわせて医療機関窓口にて提示することにより窓口での支払いが自己負担限度額までで済み、高額療養費(払戻)の申請が不要となります。

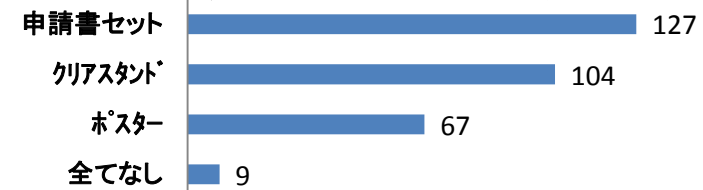
申請書セット設置のクリアスタンド



- 保険料納入告知書同封チラシでの加入者への周知広報
- 限度額認定証申請書セット設置の医療機関へアンケートを実施
152機関から回答(回答率:87.9%)

申請書セット設置の状況等

(重複回答あり 単位:医療機関数)



- 未設置の医療機関に対して設置を依頼: 173医療機関に設置

限度額適用認定証発行件数

平成29年度	4月から8月までの 月平均 2,580件
平成28年度	25,290件(月平均 2,108件)

高額療養費(現物給付)件数

平成29年度	4月から9月までの 月平均 6,151件
平成28年度	70,918件(月平均 5,910件)

主な取組内容・目標	実施状況(ポイント)
-----------	------------

12. 被扶養者資格の再確認

○被扶養者資格の再確認リストの提出督促

目標の提出率(%)			
	2四半期	3四半期	4四半期
目標	87.6	90.0	

「被扶養者資格の再確認」
被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止
や、高齢者医療制度への拠出金の適正化が目的で
す。

○県社労士会への協力依頼。会報へ案内を同封し会員へ周知
○被扶養者10人以上の未提出事業所818社へ文書で勧奨
被扶養者100人以上の未提出事業所20社へ電話勧奨

提出率(%)								
	7月	8月	9月	2四半期	10月	11月	12月	3四半期
実績	75.1	82.3	83.5	83.5	85.1			
達成率				95%				

13. 柔道整復施術療養費の審査の強化

○適正受診の促進

照会目標件数(件)				
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
目標	600	600	600	600

「柔道整復施術療養費」
柔道整復師の療養費の場合、受領委任払いという
方法が認められており、被保険者等が施術の費用
を一旦立て替えるのではなく、自己負担分のみを柔
道整復師に支払い、残りの費用を柔道整復師が保
険者(協会けんぽ等)に請求する仕組みとなってい
ます。また、柔道整復師が作成する療養費支給申
請書に受診者自身が被保険者の署名等をするこ
ととなっています。

○適正受診の観点から、施術内容の確認など柔道整復施術療養費に
係る加入者への照会を強化。
また、柔道整復施術療養費の制度周知を継続的に実施。

申請件数・照会件数(件)								
	4月	5月	6月	1四半期	7月	8月	9月	2四半期
申請件数	17,737	18,202	17,993	19,029	19,293			
照会実績	228	232	283	743	446	415	410	1,271
達成率				124%				212%

●柔道整復施術療養費に係る照会・制度周知(ポイント)

- 3部位10日以上・2部位15日以上 of 施術に係る患者照会の実施
- 審査会での指摘事項や疑義について県内施術所へ周知文書の送付
- 加入者へ照会時に「健康保険」が使えるケースについてのチラシを同封

主な取組内容・目標		実施状況(ポイント)						
14. 傷病手当金及び出産手当金の不正請求の防止								
○不正請求の疑義が生じた案件への保険給付適正プロジェクトチームによる対応 ○事業所への立入調査の実施等による不正請求の防止		PT開催状況						
		開催日	4/18	5/23	6/27	7/25	8/29	9/27
		協議件数	1	1	1	3	1	2
			傷病手当金	柔整療養費	傷病手当金	傷病手当金 出産手当金	柔整療養費	傷病手当金 出産手当金
「保険給付適正プロジェクトチーム」 ・保険給付の審査等において不正請求疑いが生じた案件につき、適正な対応による早期解決を図るために、「保険給付適正プロジェクトチーム」を設置し、定期的に会議を開催のうえ、進捗状況の確認及び対応方針等を協議する。 ・チームのメンバーは、支部長、企画総務部長、業務部長、企画総務グループ長、業務グループ長、レセプトグループ長、業務グループ長補佐。		立入実施状況						
		実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
		件数	0	0	1	0	0	2
		○立入実施件数合計件 年間目標 12件						

(3) レセプトグループ関係

主な取組内容・目標		実施状況(ポイント)																																																																	
15. 効果的なレセプト点検の推進																																																																			
○内容点検 <table><tr><th colspan="5">加入者1人当たり内容点検目標効果額(円)</th></tr><tr><th></th><th>1 四半期</th><th>2 四半期</th><th>3 四半期</th><th>4 四半期</th></tr><tr><td>目 標</td><td>38</td><td>76</td><td>114</td><td>152</td></tr><tr><td>前年度実績</td><td>31</td><td>67</td><td>107</td><td>148</td></tr></table> 「内容点検」 レセプトにおける診療・検査・投薬等の診療内容に係る点検をします。 医療機関にレセプトを返戻した金額や、請求金額が減額となった金額を点検効果額としています。		加入者1人当たり内容点検目標効果額(円)						1 四半期	2 四半期	3 四半期	4 四半期	目 標	38	76	114	152	前年度実績	31	67	107	148	○自動点検の拡充による効率的な点検の推進。 ○新規点検員の計画的かつ早期の育成。 <table><tr><th colspan="9">加入者1人当たり内容点検効果額(円)</th></tr><tr><th></th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>1 四半期</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>2 四半期</th></tr><tr><td>実績</td><td>11</td><td>24</td><td>35</td><td>35</td><td>47</td><td>58</td><td>70</td><td>70</td></tr><tr><td>達成率</td><td></td><td></td><td></td><td>92.1%</td><td></td><td></td><td></td><td>92.1%</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">診療内容点検結果(円)</th></tr><tr><th></th><th>1 四半期</th><th>2 四半期</th></tr><tr><td>実績</td><td>25,394,360</td><td>50,299,240</td></tr></table>		加入者1人当たり内容点検効果額(円)										4月	5月	6月	1 四半期	7月	8月	9月	2 四半期	実績	11	24	35	35	47	58	70	70	達成率				92.1%				92.1%	診療内容点検結果(円)			1 四半期	2 四半期	実績	25,394,360	50,299,240
加入者1人当たり内容点検目標効果額(円)																																																																			
	1 四半期	2 四半期	3 四半期	4 四半期																																																															
目 標	38	76	114	152																																																															
前年度実績	31	67	107	148																																																															
加入者1人当たり内容点検効果額(円)																																																																			
	4月	5月	6月	1 四半期	7月	8月	9月	2 四半期																																																											
実績	11	24	35	35	47	58	70	70																																																											
達成率				92.1%				92.1%																																																											
診療内容点検結果(円)																																																																			
	1 四半期	2 四半期																																																																	
実績	25,394,360	50,299,240																																																																	
○資格点検 <table><tr><th colspan="5">加入者1人当たり資格点検目標効果額(円)</th></tr><tr><th></th><th>1 四半期</th><th>2 四半期</th><th>3 四半期</th><th>4 四半期</th></tr><tr><td>目 標</td><td>400</td><td>600</td><td>900</td><td>1,200</td></tr><tr><td>前年度実績</td><td>351</td><td>826</td><td>1,171</td><td>1,464</td></tr></table> 「資格点検」 被保険者等の資格の有無等に係る点検をします。資格が無いとみなされ、医療機関にレセプトを返戻、または加入者への返納措置を実施した金額を資格点検効果額としています。		加入者1人当たり資格点検目標効果額(円)						1 四半期	2 四半期	3 四半期	4 四半期	目 標	400	600	900	1,200	前年度実績	351	826	1,171	1,464	○資格喪失後及び扶養認定外者など、資格のない期間中での受診の有無等を全件点検の上、医療機関への返戻又は加入者への返納措置を徹底。 <table><tr><th colspan="9">加入者1人当たり資格点検効果額(円)</th></tr><tr><th></th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>1 四半期</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>2 四半期</th></tr><tr><td>実績</td><td>69</td><td>174</td><td>266</td><td>266</td><td>373</td><td>518</td><td>628</td><td>628</td></tr><tr><td>達成率</td><td></td><td></td><td></td><td>66.5%</td><td></td><td></td><td></td><td>104.6%</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2">資格点検結果(円)</th></tr><tr><th></th><th>1 四半期</th><th>2 四半期</th></tr><tr><td>実績</td><td>269,565,220</td><td>452,063,891</td></tr></table>		加入者1人当たり資格点検効果額(円)										4月	5月	6月	1 四半期	7月	8月	9月	2 四半期	実績	69	174	266	266	373	518	628	628	達成率				66.5%				104.6%	資格点検結果(円)			1 四半期	2 四半期	実績	269,565,220	452,063,891
加入者1人当たり資格点検目標効果額(円)																																																																			
	1 四半期	2 四半期	3 四半期	4 四半期																																																															
目 標	400	600	900	1,200																																																															
前年度実績	351	826	1,171	1,464																																																															
加入者1人当たり資格点検効果額(円)																																																																			
	4月	5月	6月	1 四半期	7月	8月	9月	2 四半期																																																											
実績	69	174	266	266	373	518	628	628																																																											
達成率				66.5%				104.6%																																																											
資格点検結果(円)																																																																			
	1 四半期	2 四半期																																																																	
実績	269,565,220	452,063,891																																																																	

主な取組内容・目標	実施状況(ポイント)																																																																	
○外傷点検 <table><tr><th colspan="5">加入者1人当たり外傷点検目標効果額(円)</th></tr><tr><th></th><th>1四半期</th><th>2四半期</th><th>3四半期</th><th>4四半期</th></tr><tr><td>目 標</td><td>100</td><td>200</td><td>300</td><td>400</td></tr><tr><td>前年度実績</td><td>61</td><td>208</td><td>279</td><td>350</td></tr></table> 「外傷点検」 傷病が労災に該当するものでないか、あるいは交通事故等の第三者の行為に起因するものでないか、負傷の原因を点検します。 労災該当や第三者に請求すべきと認められた金額を外傷点検効果額としています。	加入者1人当たり外傷点検目標効果額(円)						1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	目 標	100	200	300	400	前年度実績	61	208	279	350	○負傷原因の未回答者に対する再照会から再々々照会までを継続的な実施。 <table><tr><th colspan="9">加入者1人当たり外傷点検効果額(円)</th></tr><tr><th></th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>1四半期</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>2四半期</th></tr><tr><td>実績</td><td>43</td><td>58</td><td>86</td><td>86</td><td>116</td><td>130</td><td>138</td><td>138</td></tr><tr><td>達成率</td><td></td><td></td><td></td><td>86.0%</td><td></td><td></td><td></td><td>69.0%</td></tr></table> <table><tr><th colspan="3">外傷点検結果(円)</th></tr><tr><th></th><th>1四半期</th><th>2四半期</th></tr><tr><td>実績</td><td>62,185,736</td><td>99,238,928</td></tr></table>	加入者1人当たり外傷点検効果額(円)										4月	5月	6月	1四半期	7月	8月	9月	2四半期	実績	43	58	86	86	116	130	138	138	達成率				86.0%				69.0%	外傷点検結果(円)				1四半期	2四半期	実績	62,185,736	99,238,928
加入者1人当たり外傷点検目標効果額(円)																																																																		
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期																																																														
目 標	100	200	300	400																																																														
前年度実績	61	208	279	350																																																														
加入者1人当たり外傷点検効果額(円)																																																																		
	4月	5月	6月	1四半期	7月	8月	9月	2四半期																																																										
実績	43	58	86	86	116	130	138	138																																																										
達成率				86.0%				69.0%																																																										
外傷点検結果(円)																																																																		
	1四半期	2四半期																																																																
実績	62,185,736	99,238,928																																																																
○多受診者に対する適正受診への取り組み 「多受診」 ある病気に対して、同時に複数の医療機関を受診することによる検査のやり直しや過量服薬は、医療費の無駄になるだけでなく、体の負担につながりかねません。 対象の方に対しては、健康状態や重複受診等の要因を確認し、文書指導等を行っています。	○多受診者に対して、文書による指導等を行うとともに、「かかりつけ医」の推奨や「お薬手帳」の利用勧奨のほか、県、岡山市が薬物依存等の対策として運営する電話相談を案内し、適正な受診を促しました。 <table><tr><td>前年度より繰越対象者</td><td>4</td></tr><tr><td>平成29年度上期新規対象者</td><td>3</td></tr><tr><td>文書指導</td><td>6</td></tr><tr><td>訪問指導</td><td>0</td></tr><tr><td>受診適正化</td><td>2</td></tr><tr><td>資格喪失</td><td>1</td></tr><tr><td>経過観察も含め現在対応中</td><td>4</td></tr></table> ○重度の多受診を防止するため、軽度多受診者に対する早期介入を実施。	前年度より繰越対象者	4	平成29年度上期新規対象者	3	文書指導	6	訪問指導	0	受診適正化	2	資格喪失	1	経過観察も含め現在対応中	4																																																			
前年度より繰越対象者	4																																																																	
平成29年度上期新規対象者	3																																																																	
文書指導	6																																																																	
訪問指導	0																																																																	
受診適正化	2																																																																	
資格喪失	1																																																																	
経過観察も含め現在対応中	4																																																																	

16. 適正な債権管理及び積極的な債権回収業務の推進

「債権回収業務」
前述の資格点検等により返納措置を講じた債務者に対し、「療養の不支給および返還について(通知)」にて、返納内容を通知します。返納なき債務者には催告を行います。

平成28年度上期現年度債権回収率実績

		調定(請求)	回収	回収率
返納金債権	件数	1,314	848	64.54%
	金額(円)	74,493,893	39,248,716	52.69%
損害賠償金債権	件数	267	240	89.89%
	金額(円)	127,923,497	93,289,334	72.93%

現年度債権における催告フロー

本年度の重点取組事項

返還請求通知

催告

保険者間調整に係る案内

年間300件3千万円を目標に取組

弁護士名催告

80件/月の委託拡大を継続

最終催告

法的措置

50件/年→60件/年に目標拡大

○債権発生から早期の回収が重要なことから、返納なき債務者に対しては、左下図のとおり、催告の事務処理フローを策定し、計画的かつ速やかに催告を実施し、回収率向上に努めています。

平成29年度上期現年度債権回収率実績

		調定(請求)	回収	回収率
返納金債権	件数	1,169	726	62.1%
	金額(円)	43,436,053	25,225,899	58.1%
損害賠償金債権	件数	249	232	93.2%
	金額(円)	93,616,485	83,587,564	89.3%

		27年度残高	28年度残高	29年度上期残高
返納金債権	件数	2,514	2,261	2,266
	金額(円)	78,738,158	74,772,572	80,817,600
損害賠償金債権	件数	32	29	36
	金額(円)	31,441,917	45,575,583	54,863,104

重点取組事項の実施状況

保険者間調整の取組強化

詳細は次ページに記載しております。

弁護士催告の実施拡大

483件実施 件数17.4% 金額14.1%の回収実績。

法的措置の目標拡大

上期45件の法的措置実施の実績。

主な取組内容・目標					実施状況(ポイント)								
○資格喪失後受診等に伴う債権の保険者間調整による債権回収の推進 「債権の保険者間調整」 被保険者資格喪失後の受診に伴う医療費の過誤調整を効率的に行うための仕組みです。 原則は、債務者が元の保険者に過誤となった医療費を返納した後、資格がある保険者に療養費の請求を行うものですが、平成27年1月から被保険者の同意を前提に保険者間で直接調整を行うことができるようになりました。					○保険者間調整にかかる国保へ調整依頼した金額は、上期で4,179,262円の実績。 ○無資格受診による返納金の債務者に対し、初回催告より保険者間調整を案内し、弁護士催告の前にターンアラウンド方式によりさらに勧奨を実施。 ○債務者の負担軽減となるだけでなく、特に高額債権の回収に有効なため、早期勧奨の実施により、今後も効率的に債権回収事務処理を進めていきます。								
保険者間調整依頼の目標					保険者間調整の実績								
	1 四半期	2 四半期	3 四半期	4 四半期		4 月	5 月	6 月	1 四半期	7 月	8 月	9 月	2 四半期
件数	50	100	50	100	件数	-	45	-	45	28	-	39	112
金額	5,000,000	10,000,000	5,000,000	10,000,000	達成率	-		-	90%		-		74.7%
					金額	-	1,151,185	-	1,151,185	1,115,801	-	1,912,276	4,179,262
					達成率	-		-	11.5%		-		27.9%
					奇数月ごとに入金となります。								
平成28年度保険者間調整の実績					保険者間調整の占める割合(平成29年度上期現年度調定分)								
件数	232					返納金全体の回収		無資格受診にかかる回収		保険者間調整による回収		無資格受診回収の内 保険者間調整による回収	
金額	37,205,750				件数	726		575		17		2.9%	
					金額	25,225,899		7,665,766		1,662,124		21.7%	

17. 資格喪失後受診等による債権の発生防止のための保険証の回収強化

○返納不芳事業所を抽出し、回収徹底の依頼文書発送の実施

○大規模事業所及び返納金発生の多い事業所に対する訪問による回収徹底の依頼を実施

○日本年金機構の催告に返信封筒を同封

○資格喪失処理後1週間後の返納催告の実施

○任意継続被保険者対策は、一次催告は委託、二次催告は支部から催告、その後電話による催告の実施

○資格喪失後受診の防止を踏まえた広報ポスターの配布



○平成28年度において、保険証回収率の低い事業所に対し、保険証回収依頼文書、保険証適正使用周知ポスターを送付し、事業所における保険証回収の徹底と、退職者に対する喪失後受診の防止を周知いただくよう依頼。

○岡山県社会保険労務士会を通じ、会員の社会保険労務士に対する周知及び会員から受託事業所に対する周知を依頼。

○日本年金機構による一次催告に保険証返信用封筒を同封(継続)

○協会けんぽにおける返納催告を、週次より日次へ改善し、早期催告を実施。

○任意継続被保険者のうち、特に無資格受診の多い加入取り消し者に対する電話による返納催告の実施。

○下期においては、返納不芳の大規模事業所等へ訪問による啓発、退職者向け任意継続保険加入リーフレットによる退職者への保険証適正使用啓発を実施予定。

←岡山県医師会並びに岡山県歯科医師会、岡山県薬剤師会、診療報酬支払基金岡山支部の連名によるポスター

(4) 保健グループ関係

主な取組内容・目標	実施状況(ポイント)
18. データに基づいた保健事業の推進	
○上位目標1:CKDに係る保健指導を受けた者のeGFRが上昇する。 下位目標1:新たな国民病としてのCKDへの理解が深まり、該当者数が減少する。 ○上位目標2:代謝リスク保有率、又は検査平均値(空腹時血糖、HbA1c)が低下する。 下位目標2:自身の健康に関心を持つようになり、特定健診・特定保健指導実施率が向上する。また、未治療者等の重症度の高い者への認定看護師による個別指導や当協会のフォローアップ保健指導の実施数が向上する。	○保健師によるCKD予備群・該当者の未治療者への保健指導の実施 ○生活習慣病予防健診、事業者健診データ取得、特定健診、特定保健指導の実施拡大 ○糖尿病性腎症予防事業の促進と実施機関の拡大

主な取組内容・目標					実施状況(ポイント)								
19. 特定健康診査の推進及び事業者健診データの取得促進													
○被保険者への健診(受診対象者数:256,391人)					○事業所訪問による生活習慣病予防健診への切り替え依頼と定期健診データの提供依頼を実施し拡大を図りました。								
生活習慣病予防健診の目標実施率(%)					生活習慣病予防健診の実施率								
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期		4月	5月	6月	1四半期	7月	8月	9月	2四半期
目標	15.0	31.3	46.3	61.3	実績	7,264	11,595	14,184	33,043	12,840	10,290	10,539	66,712
実施数	38,459	80,250	118,709	157,168	達成率				85.9%				83.1%
事業者健診結果データの目標取得率(%)					事業者健診結果データの取得率								
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期		4月	5月	6月	1四半期	7月	8月	9月	2四半期
目標	3.8	7.5	11.3	15.0	実績	1,461	1,511	1,920	4,892	2,022	3,446	2,562	12,922
実施数	9,743	19,229	28,972	38,459	達成率				50.2%				67.2%
					○事業所へ延べ344件訪問し勧奨実施								
					○事業者健診データ同意書取得 48事業所分対象者1,544名								
					○健診機関へ小規模事業所への訪問勧奨事業を委託								
					○事業者健診データの取得拡大のため健診機関と連名による当健診機関の定期健診実績先への依頼を実施								
					○前年同期比 生活習慣病予防健診103%								
					事業者健診データ取得153%								

主な取組内容・目標					実施状況(ポイント)								
○被扶養者への健診(受診対象者数:75,772人)					○新規事業として期初の受診券送付時に診療所型集団健診の開催案内を同封し受診拡大をはかりました。								
特定健診の目標実施率(%)					特定健診実施率								
	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期		4月	5月	6月	1四半期	7月	8月	9月	2四半期
目標	6.6	13.2	19.8	26.6	実績	563	878	1,170	2,611	1,721	1,366	1,413	7,111
実施数	5,001	10,002	15,003	20,155	達成率				52.2%				71.1%
					○期初の診療所型集団健診では、県下7施設で開催し、定員740名のところ859名が受診								
					○大手スーパーと連携し、オプション項目をアンチエイジング測定に変更し、3店舗で集団健診を開催し、昨年230名から576名と増加								
					○独自集団健診を下期に実施しており、今年度より県北地区を拡大								
					○下期の独自集団健診において、健診会場として百貨店にも協力を得て開催を計画。また、県外会場での開催を計画								
					○前年同期比 特定健診109%								

主な取組内容・目標

実施状況(ポイント)

20. 特定保健指導の推進

○被保険者への特定保健指導(実施対象者数:
38,600人)

協会保健師初回面談目標実施分(%)

	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
目標	4.6	9.2	13.8	18.4
実施数	1,773	3,545	5,315	7,085

アウトソーシング初回面談目標実施分(%)

	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
目標	2.0	4.0	6.0	8.0
実施数	777	1,553	2,327	3,100

○被扶養者への特定保健指導(実施対象者数:
1,820人)

初回面談目標実施率(%)

	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
目標	6.1	12.1	18.2	24.1
実施数	111	221	331	439

○大手事業所へ導入勧奨し受入拡大を図りました。
○保健師・管理栄養士の電話勧奨の強化と訪問聴取の実施し、訪問先
事業所の拡大を図りました。

協会保健師初回面談実施率(%)

	4月	5月	6月	1四半期	7月	8月	9月	2四半期
実績	835	1,015	500	2,350	319	325	594	3,588
達成率				132.4%				101.2%

アウトソーシング初回面談実施率(%)

	4月	5月	6月	1四半期	7月	8月	9月	2四半期
実績	57	69	125	251	248	69	338	906
達成率				32.3%				58.3%

○保健師・管理栄養士の月単位稼働率の管理徹底により実績拡大
○健診機関での健診当日の初回面談の実施促進と導入機関の拡大
○前年同期比 直営分110% アウトソーシング分152%
○実施機関の拡大(4機関追加)
○集団健診会場にて、受診日に当日分のデータから該当予定者への
案内徹底。該当者の健診結果に勧奨チラシ封入。前年同期比113%

初回面談実施率(%)

	4月	5月	6月	1四半期	7月	8月	9月	2四半期
実績	0	6	147	153	2	24	68	247
達成率				137.8%				111.7%

主な取組内容・目標	実施状況(ポイント)
21. 事業主等の健康づくり意識の醸成を目指した取組(コラボヘルス)	
○「健活企業」宣言事業所へ健康づくりメニューとして、「スマトレ」の普及 ○「健活企業」宣言事業所への集団学習(食生活・禁煙等)の実施 ○「健活企業」宣言事業所の管理システム構築による進捗管理とフォローの充実 ○県・経済団体等と一体となった健康経営の促進	「健活企業」へ助太刀ガイドを提供し、「スマトレ」の提案を実施 ○「健活企業」へ保健師・管理栄養士による電話での健康づくりの取り組み状況の確認と提案(371事業所へ電話) ○保健師・管理栄養士による電話提案により集団の要請 ○「健活企業」管理システムを構築し進捗・状況確認を行い今後の健康づくりへの取り組み等アフターフォローに活用 ○岡山市と連携し従業員の健康づくりに取り組む企業へアプローチ

主な取組内容・目標	実施状況(ポイント)
22. 重症化予防対策の実施	
○糖尿病性腎症の重症化予防保健指導実施 ○糖尿病性腎症の重症化予防スキームの拡大 ○国保との連携による糖尿病性腎症の重症化予防スキームの構築	○糖尿病性腎症予防事業の保健指導プログラムの作成と普及 ○糖尿病性腎症予防事業の実施機関の拡大 ○糖尿病性腎症の周知・勧奨用ハンドブック作成 ○国保の取り組み状況の確認と情報共有

議題3 保険者機能強化アクションプラン等について

(1)保険者機能強化アクションプラン（第3期）の 検証結果【概要】

保険者機能強化アクションプラン（第3期）について

- ✓ アクションプランを通じて実現すべき目標として、Ⅰ 医療の質や効率性の向上、Ⅱ 加入者の健康度を高めること、Ⅲ 医療費の適正化の3つを掲げ、これらの目標を達成するための基盤強化を加え、それぞれについて、目指すべき姿と支部及び本部の具体的な施策を位置づけ。
- ✓ 計画期間は平成29年度までの3年間を想定し、平成27年10月に策定。

<保険者機能強化アクションプラン（第3期）における具体的施策>

	Ⅰ 医療等の質や効率性の向上	Ⅱ 加入者の健康度を高めること	Ⅲ 医療費等の適正化
主な具体的施策	■ 医療等の質や効率性の向上のための調査研究等 ■ 意見発信及び政策提言に必要となる加入者・事業主への情報提供 ■ 医療・介護の情報に基づく意見発信及び政策提言	■ データヘルス計画の実現 ■ データ分析による効果的な保健事業の実施 ■ 特定健康診査・特定保健指導の着実な実施 ■ 事業所における健康づくりを通じた健康増進 ■ 重症化予防等の先進的な取組の実施 ■ 国や関係機関と連携した保健事業の推進	■ ジェネリック医薬品の使用促進 ■ レセプト、現金給付等の審査強化 ■ 医療機関の適切な利用を促す広報活動 ■ 各種審議会での意見発信
	Ⅳ Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの目標を達成するための基盤強化		
	■ 人材育成等による組織力の強化 ■ 調査研究に関する環境整備 ■ 加入者事業主との双方向のコミュニケーション ■ 外部有識者との協力連携 ■ パイロット事業の積極的な実施と全国展開		

検証の目的と具体的な検証方法

【検証の目的】

保険者機能強化アクションプラン（第3期）に基づく取組を着実に実行し、PDCAサイクルによって取組の改善につなげていく観点から、平成28年7月の運営委員会において了承された検証方法（以下「検証方法」という。）も踏まえ、施策の実施状況や目標の達成状況、今後の課題等について検証する。

【具体的な検証方法】

- 検証方法においては、個別の施策とアウトカム（成果）の因果関係について、可能な限りロジックモデルによる構造化を行い、「実施状況」、「アウトプット（結果）」、「アウトカム（成果）」の3段階に分けて整理した。

実施状況	目標ごとに設定した施策の実施状況を示す項目
アウトプット（結果）	施策の実施により、どのような結果が出たのか検証するための項目
アウトカム（成果）	施策の実施により、どの程度の効果をもたらしたのか検証するための項目

- 具体的な検証方法は、次に示す手順のとおり。

ステップ1	実施状況の集計	アクションプランの施策ごとに、本部・支部それぞれの指標に関する実績値を集計。
ステップ2	関係性の分析	ステップ1の集計結果に基づき、施策がアウトプット（結果）及びアウトカム（成果）に与えた影響などの関係性を分析した。
ステップ3	施策の評価	ステップ2の多角的な分析結果を踏まえ、施策の取組状況に係る考察や次期アクションプランに向けた取組の方向性等について整理。

検証結果のポイント

I 医療等の質や効率性の向上

- 地域の医療動向等の収集や調査研究、そのアウトプットとしての学会発表などが活発に行われた。
- 加入者・事業主への情報提供については、ホームページのアクセス数が増加しており、今後は加入者や事業主が必要とする情報を把握し計画的に発信していくことが必要。
- 外部への意見発信については、会議体への参画が進む一方、今後は発言機会の拡大や、データに基づく効果的な発言を行うことが必要。

II 加入者の健康度を高めること

- 全支部でデータヘルス計画を作成し、PDCAを意識した取組を実施しているが、依然として特定健診や特定保健指導の目標値は達成できていない。このため、まずは支部ごとの阻害要因を見える化し、それに基づいて取組の優先順位を付けた上で、マンパワーを重点配分していくことが必要。
- また、事業者健診データの取得については、制度上の課題や事業主との連携の強化が必要となることから、制度見直しを含めた国への働きかけを行う必要がある。
- 健康宣言事業所は大幅に増加し、日本健康会議における目標値も前倒しで達成。今後は取組の標準化を進めるとともに、加入者・事業主の健康度の改善に資するようなデータを提供していく必要がある。
- 重症化予防の取組については、かかりつけ医と連携した糖尿病の重症化予防も含め、全国的に実施する予定である。今後は、専門医と連携した糖尿病の重症化予防など、取組を更に深化していく必要がある。

III 医療費の適正化

- ジェネリック医薬品の使用促進については、使用割合が70.6%と大幅に向上。引き続きジェネリックカルテも活用し、支部ごとの阻害要因を踏まえた対策を講じていく必要がある。
- 柔整療養費の適正化やレセプト点検の強化による効果は上昇しており、更なる効率化等が求められる。

IV I・II・IIIの目標を達成するための基盤強化

- OJTを中心に各種研修を組み合わせる効果的な人材育成を図っており、継続的な取組が求められる。
- パイロット事業の件数も増加しており、速やかに効果検証を行い、スピード感をもって全国展開を進めるべき。

(2)保険者機能強化アクションプラン（第４期） の概要

保険者機能強化アクションプラン（第4期）の概要（案）

保険者機能強化アクションプランの目指すもの

保険者機能強化アクションプランは、協会けんぽの行動計画としての位置づけであり、それを着実に実行することにより、以下の協会けんぽの基本理念をこれまで以上に実現していくものである。

【基本使命】

保険者として、健康保険及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

第3期の検証を踏まえた見直し

基本方針の整理

第3期では、アクションプランを通じて実現すべき3つの目標を設定したが、取組相互の関連性が高く、重複する取組が多かった

第4期では、**保険者機能を二つに分類**、それに協会けんぽの基盤整備たる**組織体制の強化を加えて基本方針とし、取組の重複を整理**

PDCAサイクルの明確化

これまで、アクションプラン→事業計画→事業報告→業績評価というPDCAサイクルの流れが必ずしも明確でなかった

第4期では、**アクションプランと毎年の事業計画のKPI（※）を連動**させ、それを毎年評価し改善していくことにより、**PDCAサイクルを明確化**

※KPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）

シンプルなKPIの設定

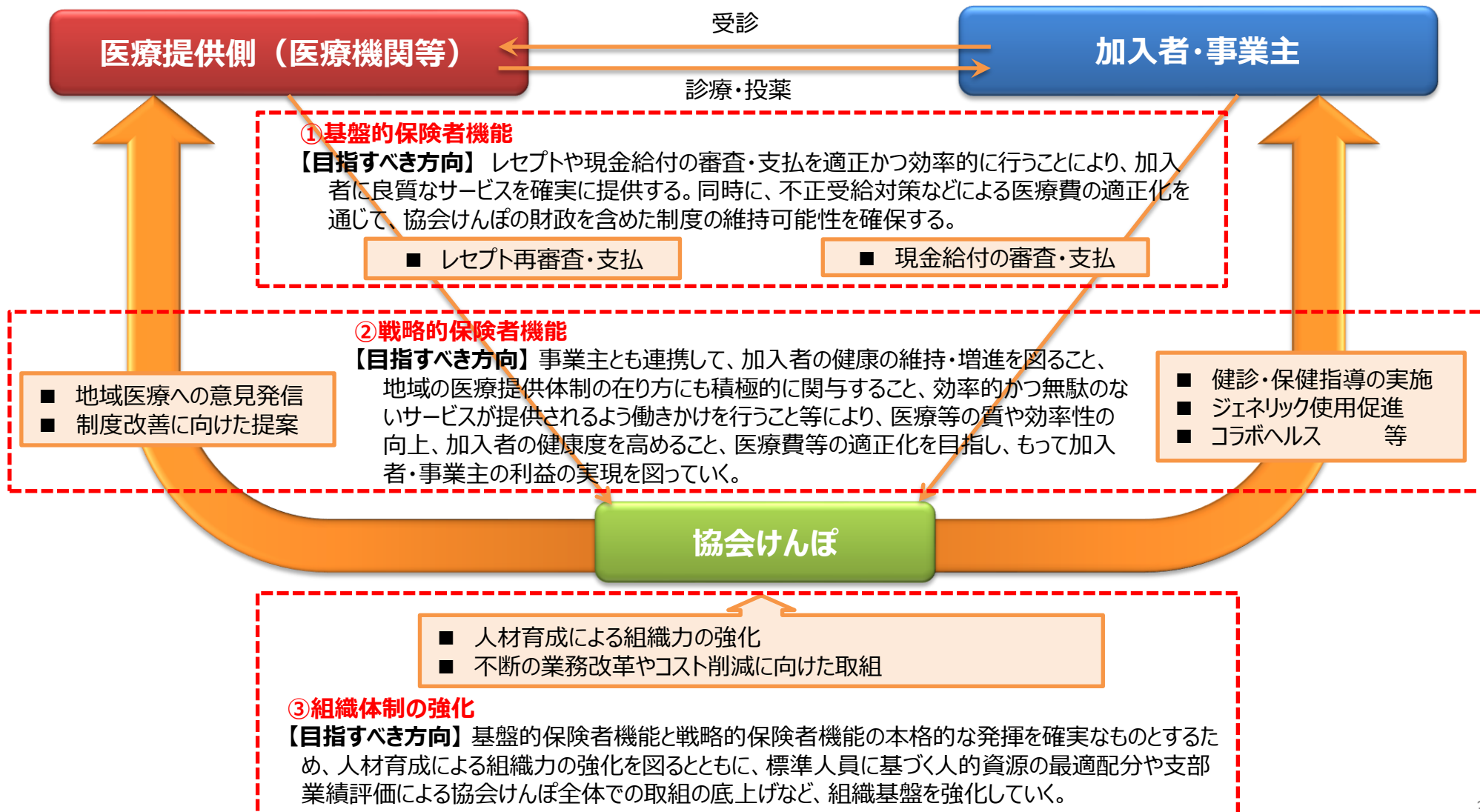
第3期の検証指標は、取組を体系化したロジックツリーを用いて、施策からアウトプットまでの因果関係の分析を試みた

第4期では、ロジックツリーを意識しつつ、**項目ごとに単一のKPIを設定**し、かつ定量的な目標とすることにより、**取組の達成状況を見える化**

保険者機能強化アクションプラン（第4期）における協会けんぽ運営の基本方針

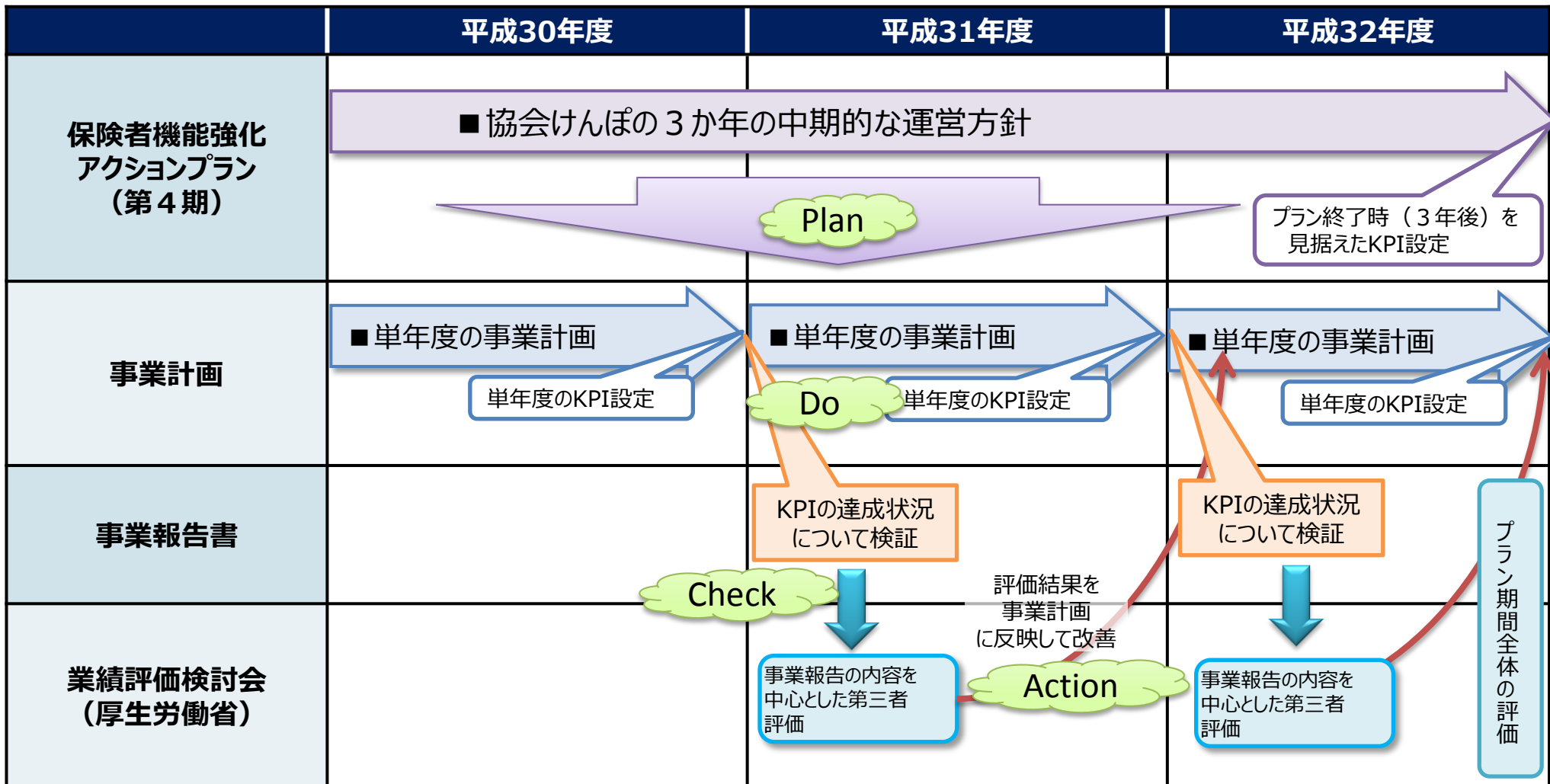
基本的考え方

- 協会けんぽの役割等について、①基盤的保険者機能、②戦略的保険者機能、③組織体制の強化の3つに分類した上で、それぞれ目指すべき方向を定める。
- その上で、分野ごとに具体的取組を定めるとともに、定量的KPIを設定して進捗状況を評価する。



保険者機能強化アクションプランに係るPDCAサイクルの強化について

- 協会けんぽでは、これまでも保険者機能強化アクションプランや事業計画に基づく事業運営を行い、その評価を次のアクションプランや事業計画に反映させてきたが、必ずしもそうした関係性が明らかになっていなかった。
- このため、平成30年度以降は以下のとおり、保険者機能強化アクションプランを中期計画と明確に位置付けてKPIを設定するとともに、それを踏まえた事業計画の策定や評価を通じた改善を行うことにより、PDCAサイクルを強化する。



保険者機能強化アクションプラン（第４期）における運営方針と主な取組

（１）基盤的保険者機能関係

【運営方針】 ※第３期アクションプランの目標「Ⅲ．医療費等の適正化」を実現する

適正かつ効率的な給付業務の励行と不正受給対策の徹底を図るため、業務の標準化・効率化・簡素化を推進し、生産性の向上を目指す。

【具体的な施策】

- ・ 現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト点検の推進
- ・ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進
- ・ オンライン資格確認の導入に向けた対応

（２）戦略的保険者機能関係

【運営方針】

データを活用したエビデンスに基づく取組を推進するため、保健事業実施計画（データヘルス計画）（第２期）の着実な実施や、個人や事業所単位での健康度の「見える化」を行う。同時に、そうした分析に基づく効果的な意見発信を行う。

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 ※第３期アクションプランの目標と同一

- Ⅰ 医療等の質や効率性の向上
- Ⅱ 加入者の健康度を高めること
- Ⅲ 医療費等の適正化

【具体的な施策】

- ・ ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 <Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>
- ・ データ分析に基づいた第２期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 <Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>
（特定健診受診率、事業者健診データ取得率、特定保健指導実施率の向上、重症化予防対策の推進、健康経営（コラボヘルス）の推進）
- ・ ジェネリック医薬品の使用促進 <Ⅰ、Ⅲ>
- ・ インセンティブ制度の本格導入 <Ⅱ、Ⅲ>
- ・ 医療費データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ <Ⅰ>

（３）組織体制の強化関係

【運営方針】

OJTを中心とした人材育成の強化を図るとともに、人事評価制度や支部業績評価の本格実施により、協会けんぽのパフォーマンスの底上げを図る。

【具体的な施策】

- ・ 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
- ・ 支部業績評価の本格実施に向けた検討

(3)平成30年度協会けんぽ本部事業計画 の概要

平成30年度事業計画のコンセプト

- ▶ 平成30年度からは、保険者機能強化アクションプラン（第4期）がスタートし、同プランの中では、アクションプランでは3年後を見据えたKPIを定め、事業計画では、それを単年度の進捗に置き換えるとされている。
- ▶ このため、本事業計画では、アクションプランの項目ごとに主な重点施策とKPIを定めることとするが、事業計画もアクションプランと同様に協会の行動計画であり、その着実な実施により協会けんぽの基本理念を実現していくものである。
- ▶ また、平成30年度は地域医療構想を盛り込んだ新たな医療計画等や、協会けんぽにおいても第4期アクションプランや第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）がスタートする大きな節目の年であり、取組を軌道に乗せるためにも重要な節目の年となる。

（１）基盤的保険者機能

【運営方針】

基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務の標準化・簡素化・効率化を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じて柔軟な業務処理体制を構築することにより、業務の生産性の向上を目指す。

【主な重点施策】

- **現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト点検の推進**
 - ・現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請の重点審査
 - ・システムを活用した効果的なレセプト点検の推進
- **新規返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進**
 - ・資格喪失処理後、すみやかな保険証返納回収の徹底
 - ・債権の早期回収と、保険者間調整及び法的手続きによる返納金債権回収率の向上
- **オンライン資格確認の導入に向けた対応**
 - ・システム改修に係る費用対効果の検証やより効果を高めるための工夫の検討

(2) 戦略的保険者機能

【運営方針】

戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議等において客観的データ（エビデンス）に基づく効果的な意見発信を行う。また、第4期保険者機能強化アクションプラン、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施するとともに、ビックデータの活用やPHRなどの導入に向けて、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

【主な重点施策】

●ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 <I、II、III>

- ・事業所単位での健康・医療データの提供に係るツールの標準化に向けた有識者検討会の実施
- ・個人単位の健康・医療データの提供に係る先行実施の検討

●データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 < I、II、III>

- ・支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートの導入
- ・特定健診受診率が低迷している支部の底上げを図るための調査研究
- ・健診当日に特定保健指導の初回面談ができるよう健診機関への働きかけ
- ・新たな特定保健指導の手法の検討
- ・健康宣言事業の基準の標準化に向けた検討、宣言事業所へのフォローアップ体制の強化

（３）組織体制の強化

【運営方針】

保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、OJTを中心に据えた各種研修の充実により、自ら育ち組織を変えていける人材を育成する。

【主な重点施策】

●OJTを中心とした人材育成

- ・OJTを中心とした効果的な研修の組み合わせによる組織基盤の底上げ
- ・戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成の仕組みについての検討

(4)平成30年度岡山支部特別計上にかかる 経費について

1. 平成30年度の広報事業について

支部広報媒体による定期的な広報のほか、今後の方向性を踏まえた新たな広報事業を実施。

項 目
(継続) 第4回おかやまマラソンへの参画
(継続) 対話集会の開催
(継続) 地方自治体や医療機関関係団体が実施するイベント等の共同開催
(継続) 健診受診、限度額適用認定申請書等利用促進に資する医療機関内のディスプレイ等での広報
(継続) 健康経営の広報
(新規) インセンティブ制度に関する広報
(継続) 紙媒体による広報【定期的に全事業所、任意継続被保険者宛に送付するチラシ等印刷、及び業務用のリーフレットやポスター、冊子(しおり)の作成等】
経費:合計 537.5万円
※平成30年度支部広報経費の予算枠:440.3万円 ⇒ 97.2万円を特別計上

(参考) 平成29年度広報経費

経費:合計 556.2万円

※平成29年度支部広報経費の予算枠:444.5万円 ⇒ 111.7万円を特別計上

2. 平成30年度保健事業について

データヘルス計画の実施、受診勧奨、健康づくり等各種保健事業を実施。

項 目

(継続) 事業所への集団学習

(継続) CKDに係る保健指導の実施

(継続) 健康宣言事業所管理システムの改良・保守

(継続) 生活習慣病予防健診の受診勧奨事業

(継続) 生活習慣病予防健診の被保険者個人あて受診勧奨事業

(継続) 特定健診の受診勧奨業務

(継続) 特定健診の独自健診種別による受診勧奨事業

(継続) 特定保健指導の実施促進事業

経費:合計 1,910万円

※平成30年度「その他保健事業」と「受診勧奨対策経費」の合計の予算枠:1,911万円 ⇒ 特別計上なし

(参考) 平成29年度保健事業経費

経費:合計 1,478万円

※平成29年度「その他保健事業」と「受診勧奨対策経費」の合計の予算枠:1,507万円 ⇒ 特別計上なし

3. 平成30年度の医療費適正化事業について

医療費適正化に資する項目

項 目
(継続)健康診断への新たな歯科検査導入に関する事業
経費:合計 224万4千円 ⇒ 224万4千円を特別計上 (医療費適正化事業は全額が特別計上分となる。)

【参考】健康診断への新たな歯科検査導入に関する事業
(糖尿病性腎症患者の重症化予防対策のための医科歯科連携に資する前向きコホート研究)の経費

		方法	平成29年	平成30年
			支部特別計上経費	支部特別計上経費
協会けんぽ岡山支部	生活習慣病健診結果、レセプト抽出			○
	歯科検診	委託	(未執行)1,320,000円	1,320,000円
	歯科検診データパンチ	委託	(未執行)180,000円	180,000円
	採血業務	委託	(未執行)420,000円	420,000円
	データ作成	委託	(未執行)324,000円	324,000円
	共同研究費		300,000円	
	小計(調査分析事業経費)		300,000円	2,244,000円

4. 糖尿病性腎症患者の重症化予防対策のための医科歯科連携に資する前向きコホート研究

【目 的】

生活習慣病予防健診に新たな歯科検診項目として、歯周病原細菌に対する血清IgG抗体価検査を導入し、本IgG抗体価検査が血液検査の一環として健診事業に応用できるか検討する。さらに、空腹時血糖値で異常値が指摘された疾患群と健常者群で、口腔状態、各種検査値、レセプト等に差や変化がみられるか併せて解析し、糖尿病等生活習慣病の予防となる医科歯科の連携スキームや保健指導へ展開する新たなアプローチ方法を構築する。

【研究により得られる成果】

- ①従来の歯科検診は歯科医の主観によるが、血液検査は客観的に口腔状態を測定することが可能。
また健診と同時採血するため患者負担がなく、コスト面でも従来の歯科検診3,000円に比べ、安価にできる。原理としてはアレルギー検査やPSA（前立腺がん）検診と同様で、将来的には1,000から2,000円の見込みで、新たなオプション検診として導入できれば、より多くの人々が歯科検診を受診することができる。
- ②早期の歯科検診受診が、早期の医科歯科連携や保健指導へ展開でき、歯科予防に加え、糖尿病性腎症などの重症化予防となる。例えば、歯科治療を早期に開始できたことで、人工透析を1年でも遅らせることができれば、生活習慣病に起因する医療費を大幅に抑制することも可能である。

【岡山支部での事業展開】

- ①健康寿命延伸を目指す予防医療に関する広報の内容や今までの保健指導で介入し辛かった歯科保健のアプローチ方法を構築する。
- ②血液検査の一環として血清IgG抗体価検査を健診事業にスクリーニング項目として応用することができる。

【研究成果の公表】

各種学会にて発表